

# 転入に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続き、**マイナンバー**マークのあるものは、**マイナンバーカード**の提示が必要となります。  
 下記の必要書類のほかに「**本人確認書類**※3」「**印かん**」が必要になります。  
 ※2 **出張所**マークのあるものは、出張所でも手続きできます（平日のみ）

済 該 当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2	便利な本 ※4	
住所 戸籍	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	市民課 (本庁舎 1 階) <b>出張所</b>	P30	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	本人確認書類	※電子証明書の更新は本庁のみ	P31	
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※お問い合わせください	市民課 (本庁舎 1 階)	P32	
保険 年金	国民健康保険に加入する方 (74 歳以下の方)	・国民健康保険の加入 ・保険証・高齢受給者証(70 歳から 74 歳までの方)の交付 (後日郵送となる場合あり)		市民課 保険年金課 (本庁舎 1 階) <b>出張所</b>	P58	
	→ 転入日よりあとに勤務先の健康保険 (任意継続含む) の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ※資格喪失日より 14 日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書(退職した本人の加入手続きの場合は、離職票・退職証明書など退職日のわかる書類でも可) <b>マイナンバー</b>	保険年金課 (本庁舎 1 階) <b>出張所</b>	P58	
	→ 世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方で、「特定同一世帯所属者証明書」「旧被扶養者異動連絡票」をお持ちの方	「特定同一世帯所属者証明書」「旧被扶養者異動連絡票」の提出	・特定同一世帯所属者証明書(お持ちの方) ・旧被扶養者異動連絡票 (お持ちの方)		P58	
	→ 各種認定証 (病院での支払が一定金額までになる証明書) が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証などの申請 ・特定疾病療養受療証の申請	・世帯主と被保険者全員の前住所地の課税証明書 ・世帯主と被保険者の <b>マイナンバー</b> ・世帯主と被保険者全員の前住所地の課税証明書 ・前住所地の特定疾病療養受療証 ・世帯主と被保険者の <b>マイナンバー</b>	保険年金課 (本庁舎 1 階)	-	
	後期高齢者医療制度に加入している方 (75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上の方)	手続きは不要 (後日新しい後期高齢者医療保険証を郵送)			P70	
	→ 都外から転入した方	・「後期高齢者医療負担区分等証明書」の提出	前の住所地で発行された後期高齢者医療負担区分等証明書		P70	
	→ 各種認定証 (病院での支払が一定金額までになる証明書) が新たに必要の方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	・被保険者の保険証 ・旧住所の各認定証・受療証など <b>マイナンバー</b> ※都内からの転入で今まで認定証を持っていた方は申請不要		P71	
	国民年金の加入手続きが必要な方 (20 歳以上 60 歳未満で以下に該当する方) ・退職等により勤務先の厚生年金の資格を喪失した方 ・配偶者の扶養をはずれた方	・国民年金の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 ※勤務先の任意継続保険に加入する場合も、国民年金の手続きは必要です ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度有。詳細はお問い合わせください。(出張所では不可)	健康保険資格喪失証明書・離職票・退職証明書のいずれか 1 点(注) ・年金手帳 (注)国民健康保険の加入と同時に手続きする場合、証明書は 1 通で兼用可 <b>マイナンバー</b>	保険年金課 (本庁舎 1 階) <b>出張所</b>	P38	
	国民年金に加入中の方	国民年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要		P38	
	年金を受給中の方	年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P38	
海外から転入した方の年金 ・海外在住時に国民年金に任意加入していた方 ・帰国した方、外国人の方	国民年金の加入 ※厚生年金、共済年金に加入中の方、国民年金第 3 号被保険者の方は除く	・年金手帳 ・(外国人の方は)パスポート、在留カード <b>マイナンバー</b>		P38		
高齢	65 歳以上の方	※手続きは不要 (後日新しい介護保険証を郵送)		介護保険課 (本庁舎 1 階)	P75	
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の継続	前の住所地で発行された介護保険受給資格証明書		P75	
	(参考) 70 歳以上の方でシルバーパスの購入を希望する方	東京都シルバーパスの購入 ※すでにお持ちの方は住所変更の手続きが必要です (詳しくは 東京バス協会(電話 03-5308-6950) または 公式サイト「東京都シルバーパスのご案内」をご覧ください ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所 (関戸 1-10-10 聖蹟桜ヶ丘駅西口) 電話 042-375-1515 ・京王バス多摩営業所 (南野 1-1-1) 電話 042-357-0031		高齢支援課 (本庁舎 1 階)	P73	
障がい	障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	各種手帳 ・手帳所持者及び窓口に来られる方の認印		P76	
	障害や難病に関わる各種手当・医療費助成を受けている方	各種手当・助成の相談・申請	※お問い合わせください	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	P56 P78	
	交通費助成 (ガソリン費・タクシー費) やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	各種助成の相談・申請	※お問い合わせください		P76	
	障害福祉サービスを利用している方	障害福祉サービス利用の相談・申請	※お問い合わせください		P81	
税・料金	税・料等の口座振替を希望する方	市税の口座振替の手続き	・預金通帳 ・通帳の届出印 基本的に取扱金融機関で対応 市税、国保税、後期保険料については ・キャッシュカード ・本人確認書類 があれば窓口で手続きができます ※5 市税は納税課、国保税・後期保険料は保険年金課へ		P38 P59 P71	
	海外から転入される方等で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任 / 廃止	※お問い合わせください		-	
	原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)、ミカー、小型特殊自動車を所有している方	登録変更手続き	※お問い合わせください	課税課 (本庁舎 2 階)	P37	
	軽二輪、二輪の小型 (125cc 超のバイク) を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033			P37	
	軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104			P37	
	上下水道を使用する方	使用開始申込み (ご契約)	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100(ナビダイヤル)		P47	
子ども	0 歳～就学前のお子さんがある方	新生児訪問・乳幼児健診・予防接種等の相談・手続き	※お問い合わせください	健康センター	P61	
	東京都外からの転入で、妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		P62	
	0 歳～中学生のお子さんがある方	児童手当の申請 ※公務員の世帯の方は勤務先で申請 ※転出予定日の翌日から起算して 15 日以内に申請してください	・請求者の通帳 ・健康保険証 (請求者) ・請求者・配偶者の <b>マイナンバー</b> ※必要なのがそろっていない窓口へお立ち寄りください		子育て支援課 (本庁舎 2 階)	P64
		子ども医療費助成の相談・申請	・健康保険証(子) ・同意書 (保護者、生計維持者)			P64

※3 **マイナンバーに関する本人確認書類**とは・・・マイナンバーが必要な手続きの際は、つぎの本人確認書類の提示が必要です。1 点で OK のもの [マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書] 2 点必要なもの [健康保険証、年金手帳、介護保険証など] **代理人の方が手続きするときは**・・・①代理人として来られた方についての本人確認、②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただきます。

※4 「**便利な本**」とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さんのくらしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。この一覧では「多摩市便利な本 2021 年版」の頁数を記載しています。 ※5 後期高齢者医療保険料の窓口での口座振替手続きは R3. 4 月から開始予定

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの	4 受付窓口	便利な本
こども		小学生・中学生のお子さんがいる方				-
		→ 多摩市立小中学校に在学・転入するお子さんがいる方	転入学手続き ※外国籍の方は外国人就学願	前籍校の転校書類 ※転入学手続き後に転校先の学校に提出		P69
			学校給食費の納入手続き	※お問い合わせください		-
		→ 多摩市立小中学校、義務教育学校、都立の中等教育学校の中等部に在学するお子さんがいる方	就学援助費の申請	※お問い合わせください	学校支援課	P65
		→ 公立小中学校の特別支援学級に在学するお子さんがいる方	就学奨励費の申請	※お問い合わせください	(第二庁舎 2 階)	P65
		→ 私立等に在籍しているお子さんがいる方	在籍校届出書の提出	私立学校の学生証または在学証明書		P69
		→ 海外から転入された方 (生活の実態が海外にある方、外国籍の方 等)	就学状況調査票 または 多摩市立学校に就学しない届出	(特になし)		P69
		→ 前住所地の学校に通学するお子さんがいる方	前住所地で区域外就学の届出	※前住所地の教育委員会へお問い合わせください		P69
		→ 特別支援学級等を考えている方	特別支援学級等への入級相談	※お問い合わせください	教育センター	P69
		学童クラブの利用を希望する方	学童クラブ入所申請	・学童クラブ入所申請書・各種証明書 ※お問い合わせください	児童青少年課 (本庁舎 2 階)	P66
その他		保育園・幼稚園に入園しているお子さんがいる方、入園を希望する方	住所変更の手続き、入園相談	※お問い合わせください	子育て支援課 (本庁舎 2 階)	P68
		ひとり親の制度 (児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか) を受けている方	各制度の相談・申請	※お問い合わせください		P64 P83
		犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された 鑑札 (鑑札をお持ちでない場合は手数料が必要です) ※お問い合わせください	コミュニティ・生活課 (本庁舎 4 階)	P50
		市営住宅に入居を希望する方	入居の相談	※入居者募集は広報及びホームページで随時お知らせします	都市計画課 (東庁舎 2 階)	P22
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方	住所、健康保険証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証に変更があった場合 変更届の記入	・変更後の住民票 (1ヶ月以内に作成されたもの) ・健康保険証の写し ・高齢受給者証の写し ・後期高齢者医療被保険者証の写し ・マル都医療券		P56
	被爆者健康手帳をお持ちの方	変更届の記入	※お問い合わせください	福祉総務課 (本庁舎 4 階)	-	
	被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちの方	(都内転居の場合) 変更届の記入 (他県からの転入の場合) 健康診断受診票の交付申請が可能	※お問い合わせください		-	



みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

## 多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ 8 時 30 分～夕方 5 時  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2021年3月発行

# 手続きチェックリスト 転入

### フотスポット

ハローキティの「ウェルカムボード」で  
記念写真を残しませんか  
設置場所：本庁舎地下 1 階および  
多摩センター駅出張所

多摩市にお引越された方へ  
～ようこそ多摩市へ～

## 転入届

まずはじめにする手続きは、**転入届** を 市民課(本庁舎 1 階) または 出張所 へ提出

※実際に住み始めてから 14 日以内に届け出てください

### 《届出できる人》

- ご本人または世帯主
- 代理人(委任状が必要)

### 《届出に必要なもの》

1. 本人確認書類
2. 転出証明書  
※外国から転入される方はパスポート・入国日が確認できるものを持参
3. 認め印
4. 委任状(代理人)
5. マイナンバーカード
6. 住民基本台帳カード
7. 介護保険受給資格証明書等
8. 後期高齢者医療負担区分等証明書  
※都外から転入の該当者
9. 在留カード
10. 特別永住者証明書

※5～10 はお持ちの方のみ

### 転入届における本人確認書類とは・・・

市役所での手続きの際は本人確認をいたします。  
つぎの本人確認書類の提示が必要です。

1 点で OK のもの・・・[マイナンバーカード、運転免許証、運転  
経歴証明書(H24.4.1 以降発行のもの)、パスポート、障害者手  
帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書]

2 点必要なもの・・・[健康保険証、年金手帳、介護保険証、  
顔写真付きの社員証、学生証など]

### 代理人の方が手続きするときは・・・

①代理人として来られた方について本人確認を行います。②手  
続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状  
等により確認させていただきます。③マイナンバーの対象手続き  
の場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番  
号) をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります